

法人名義の口座を開設されるお客さまへ

現在、金融機関はマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の態勢強化のため、法人名義の口座開設における手続きの厳格化が求められています。

このような状況を踏まえ、当金庫では、法人口座の開設をご希望されるお客さまに下記の資料のご提出をお願いしております。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ご提出いただく資料等

- (1) 法人の履歴事項全部証明書(発行日から6か月以内のもの)
- (2) 法人の株主名簿など実質的支配者[※]が特定できる資料 ※実質的支配者については、次頁をご覧ください。
- (3) 法人の実質的支配者の本人確認資料(運転免許証など)
- (4) 法人の事業実態が分かるパンフレットや決算書など
- (5) 口座開設にご来店された方の本人確認資料(顔写真付き運転免許証等)および口座開設の任を受けた「法人からの委任状」

2. ご留意事項

- ・ 令和8年2月より口座開設は、事前予約対象取引となっております。ご来店前に電話か窓口での「来店予約」をお願いいたします。
- ・ お申し込みから口座開設まで1～2週間程度お時間をいただくことがあります。
- ・ 受付時に審査方法や口座開設までの日数等をお答えすることはできません。
- ・ 必要書類のほかにも追加の確認や事業所への訪問等をお願いする場合がございます。
- ・ 事業所への訪問や追加書類をご提出いただき、その結果、口座開設をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ 審査内容の詳細につきましてはお答えいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ ご提出いただいた資料について、「預かり証」を発行いたしますので、お受取ください。

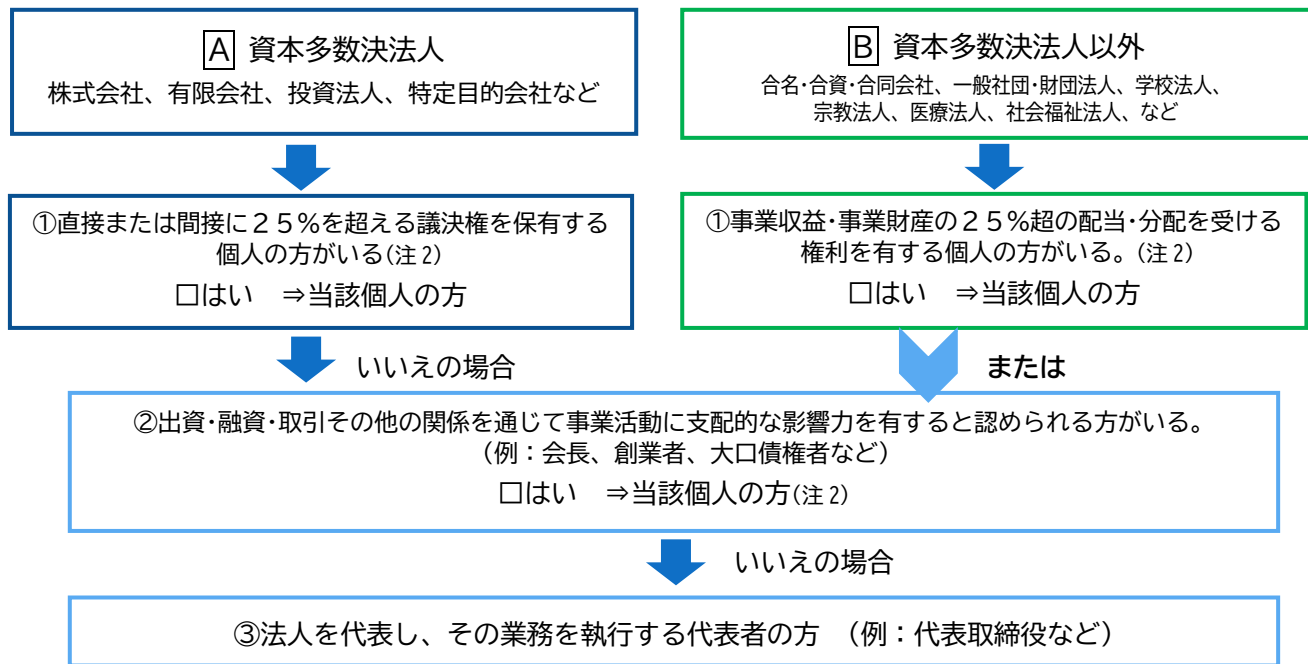
以上

法人の実質的支配者について

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、法令といいます)に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的などの確認(「お取引時確認」といいます)を実施しております。法人のお客さまにつきましては、事業活動に実質的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただきます。

法令に定められた実質的支配者について

議決権の25%超を直接または間接に保有する(注1)等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。(注2,注3)



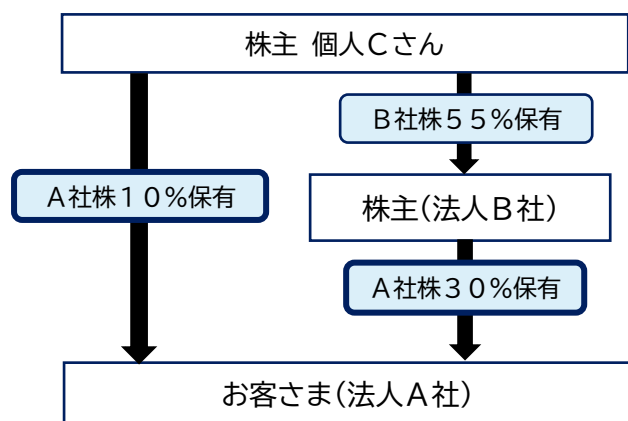
(注1)間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。(下図参照)

(注2)50%を超える議決権を保有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その個人の方に確定します。病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことができない個人の方は実質的支配者に該当しません。

また、実質的支配者は個人の方となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。

(注3)実質的支配者に該当する方と法人のお客さまとの関係についても確認させていただきます。

【実質的支配者が直接または間接に25%超の議決権を保有する例】



株主Cさんは、B社を通じた間接保有30%と直接保有10%を合算して40%となり、個人Cさんは25%を超える議決権保有者となります。

*個人CさんがB社の議決権50%超を保有する場合のみ、間接保有として計算に含めます。仮にCさんがB社の議決権を50%以下しか保有していない場合、Cさんは議決権保有10%となり、25%を超える議決権保有者にはあたりません。